

第35回農業委員会総会議事録

令和2年11月6日(金)

射水市役所大島分庁舎大会議室

射水市農業委員会

議 事 日 程

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会 期 の 決 定
- 3 報 告 事
- 4 議 事

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議事録署名委員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 報告(報告第132号から第134号)
日程第4 議事(議案第115号から第118号)

委員及び出欠委員の氏名

議 長 舟木 康眞

委員の定数 25名
委員の現在数 25名

出 席 委 員 (2 4 人)

1 番	稲垣 潔	2 番	横山 實
3 番	松山 宗則	4 番	永森 薫
5 番	有沢 敏博	6 番	城石 美枝子
7 番	砂原 仁志	8 番	前田 進
9 番	石庭 文男	10 番	舟木 康眞
11 番	帯刀 眞理子	12 番	土合 正夫
13 番	山本 克伸	14 番	森 敏朗
15 番	進藤 久司	16 番	宮下 勉
17 番	村上 利之	18 番	山谷 孝芳
20 番	樋上 豊	21 番	明石 茂
22 番	堀 正	23 番	水上 幸雄
24 番	齊藤 高志	25 番	大垣 秀雄

欠 席 委 員 (1 人)

19 番 佐伯 瑞穂

議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 会期の決定

- 第3 報告第 132 号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
報告第 133 号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理について
報告第 134 号 農地法第18条第6項の規定による通知等について

- 第4 議案第 115 号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 116 号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第 117 号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第 118 号 農用地利用集積計画の決定について

事務のために出席した事務局職員

射水市農業委員会事務局

事務局長	福井 有希夫	副主幹	安元 啓二
主査	青木 克憲	主査	吉田 大樹

射水市農林水産課

主任 矢野 由香里

会議の概要

開会時刻 午後1時55分

議長（舟木会長）

ただいまから、第35回の射水市農業委員会総会を開会いたします。
出席委員が定足数に達しておりますので、本総会は成立しておりますこと
をお知らせします。
それでは、これより本日の会議を開き、直ちに日程に入ります。

議事録署名委員の指名

議長（舟木会長）

まず、日程第1 議事録署名委員の指名を行います。
本総会の議事録署名委員は、会議規則第21条の規定により、議長に
おいて「5番 有沢委員」「7番 砂原委員」をそれぞれ指名します。

会 期 の 決 定

議長（舟木会長）

次に、日程第2の会期の決定についてお諮りします。
本定例会の会期は、本日1日とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

異議なしと認め、会期は、本日1日とすることに決定しました。

報 告

議長（舟木会長）

次に、日程第3 報告事項に入ります。

（報告第132号の説明）

議長（舟木会長）

報告第132号農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(青木)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了いたします。
各案件についてご了知をお願いします。

（報告第133号の説明）

議長（舟木会長）

次に報告第133号農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理

について議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(青木)
議案書により説明。

議長(舟木会長)
以上で事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

松山委員
転用目的が公衆用道路とはどういうことか。

事務局(青木)
もともと現況が道路だったところであり、今回、隣接する宅地に住宅を建設するにあたり、接道要件を満たすための転用である。

議長(舟木会長)
他に質疑が無いようですので、これにて質疑を終了いたします。
各案件を農業委員会会長専決規程第2条第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了承をお願いします。

(報告第134号の説明)

議長(舟木会長)
次に報告第134号農地法第18条第6項の規定による通知等について議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(青木)
議案書により説明。

議長(舟木会長)
以上で事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

横山委員
〇〇と は大幅に耕作面積が減ることになるが、合併するなどの話はあるのか。

議長(舟木会長)

今のところ、そのような話は聞いていない。

議長（舟木会長）

他に質疑が無いようですので、これにて質疑を終了します。
各案件についてご了知をお願いいたします。

議長（舟木会長）

次に日程第4、本総会に提案した各議案を議題としてお諮りします。
各位には、慎重審議の上、適正な議決をお願いします。

（議案第115号説明・表決）

議長（舟木会長）

それでは、まず議案第115号農地法第3条の規定による許可申請について議題としてお諮りします。
それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(青木)

議案書の7ページをご覧ください。
今回は4件ございます。

【議案第115号について議案書をもとに朗読】

議長（舟木会長）

事務局の説明が終わりました。
これより本議案について質疑に入ります。
質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。
質疑ありませんか。

山谷委員

3番の案件について、譲受者はどんな方なのか。

事務局（青木）

譲渡者のもとで働いている方で、後継者となる方だと聞いています。

議長（舟木会長）

他に質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。
それでは、本議案を直ちに採決いたします。
議案第115号農地法第3条の規定による許可申請について、許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

全員挙手です。

よって、議案第115号農地法第3条の規定による許可申請についてを許可相当と認めることに賛成することに可決いたしました。

（議案第116号説明・表決）

議長（舟木会長）

次に、議案第116号農地法第4条第1項の規定による許可申請について議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(青木)

議案書5ページの議案第116号をご覧ください。

今月の農地法第4条の許可申請は1件でございます。

それでは、議案書に基づき説明いたします。

【議案第116号について議案書をもとに朗読】

議長（舟木会長）

事務局の説明が終わりました。

これより地域の委員の意見を求めます。

議長（舟木会長）

議案第116号の1番について、砂原委員から説明をお願いします。

砂原委員

議案第116号の1番について説明します。

申請人は〇〇市内の農事組合法人です。

現在、法人としての農機具置場は手狭で、トラクター等の置場がなく、町内会の用地や倉庫を借りています。このたび町内会の行事に支障があるため返還することになり、新たに当法人の農機具置場が必要となりました。

検討したところ、当法人が所有する申請地〇筆とそれを連絡する通路を整備し、転用申請するものであります。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並び関係者の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（舟木会長）

以上、地元委員より意見を述べていただきました。

これより、本議案についての質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえ、発言をお願いします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質疑がないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。

議案第116号農地法第5条第1項の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長(舟木会長)

全員挙手であります。

よって、議案第116号については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

(議案第117号説明・表決)

議長(舟木会長)

次に、議案第117号農地法第5条第1項の規定による許可申請について議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(青木)

議案書9ページの議案第117号をご覧ください。

今月の農地法第5条の許可申請は2件でございます。

それでは、議案書に基づき説明いたします。

【議案第117号について議案書をもとに朗読】

議長(舟木会長)

事務局の説明が終わりました。

これより地域の委員の意見を求めます。

議長(舟木会長)

議案第117号の1番について、横山委員から説明をお願いします。

横山委員

議案第117号の1番について説明します。

申請人は〇〇市のアパートで妻と暮らしています。

このたび、これから生まれてくる子供のこと等もあり、妻の実家に近いこの地区で住宅を建築することとしました。申請地は学校等も近く最適な環境であります。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並び関係者の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（舟木会長）

議案第117号の2番について、佐伯委員が欠席のため事務局から説明をお願いします。

事務局（青木）

議案第117号の2番について説明します。

申請人は、射水市の地域の秩序ある整備と市民の福祉増進に寄与することを目的に、公共用地、公用地等の取得、造成、管理、処分等を行っている特別法人です。

射水市では企業誘致を精力的に進めてきた結果、市内の既存企業団地の分譲率は非常に高く、空き用地が少ない状態となっています。このため、企業団地適地調査を実施し、選定した〇〇地区を新規企業団地として整備する予定です。

整備にあたり、計画的に産業導入を図ることで、優良農地での虫食いの開発を抑制するとともに、農地の流動化を促進し、意欲ある担い手への農地の集約によって大規模経営を可能とすることにより、産業と農業を均衡ある発展を目指すため、「農村地域における産業の導入と促進等に関する法律」に基づき、実施計画を策定し、令和〇年〇〇月に富山県知事同意を受けています。

当地区において新たな企業団地を造成することによって市内における産業用地の不足を解消し、幅広い業種の企業を誘致することで新たな雇用や農業地域の不安定兼業農家の就農機会を確保し、地域経済の活性化を図るため、今回転用申請するものであります。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並び関係者の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしくをお願いします。

議長（舟木会長）

以上、地元委員より意見を述べていただきました。

これより、本議案についての質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえ、発言をお願いします。

質疑ありませんか。

横山委員

企業団地として大規模の農地が潰れることになるが、排水は大丈夫なのか。

事務局（青木）

調整池を整備することになるが、十分に検討をしていると聞いている。

議長（舟木会長）

他に質疑がないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。

議案第117号農地法第5条第1項の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長(舟木会長)

全員挙手であります。

よって、議案第117号については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

(議案第118号説明・表決)

議長(舟木会長)

次に、議案第118号 農用地利用集積計画の決定について議題としてお諮りします。本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(矢野)

【議案書に基づいて、農用地利用集積計画(案)の内容を説明】

議長(舟木会長)

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、本議案について質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

別段ないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。

議案第118号農用地利用集積計画の決定について原案どおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長(舟木会長)

挙手全員であります。

よって、議案第118号射水市農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定することに可決されました。

議長(舟木会長)

以上をもって本総会に提出いたしました案件はすべて終了しました。

委員各位には何かとご多忙の折にも関わらず終始熱心に審議にあたられたことに感謝を申し上げます。

以上をもって第35回総会を閉会します。

閉会時刻 午後 3 時 1 8 分

その他協議・報告事項

令和 2 年度富山県農業委員会研修大会について

次回開催場所と時刻について

- ・開催日 1 2 月 7 日 (月) 午後 2 時から
- ・会 場 大島分庁舎大会議室

第三十五回農業委員会総会議事録

縦
覧
中

縦覧期間

自 令和二年十一月九日
至 令和二年十一月三十日